

## 令和元年度 第7回清里区地域協議会次第

日 時：令和元年11月21日(木) 午後3時30分から

場 所：清里区総合事務所3階 第3会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 所長あいさつ

### 4 報 告

#### (1) 総務・地域振興グループ報告事項

- ・ 町内会長連絡協議会の開催について
- ・ 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について . . . 資料1
- ・ 令和元年度冬期道路交通確保除雪計画について . . . 別途配布資料

### 5 協 議

#### (1) 地域活動支援事業の目的・効果に照らした

「地域協議会による再度の見直し」について . . . 前回協議資料5-3

#### (2) 自主的審議事項「空き家対策」について

- ・ 町内の空き家対策に関するアンケート調査の実施について . . . 資料2

### 6 その他

#### ○ 令和元年度第8回清里区地域協議会の開催について

日 時：令和元年12月18日(水) 午後4時00分から

会 場：清里区総合事務所 第3会議室

### 7 閉 会

## 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
清里区総合事務所

## 1 見直し方針について

## (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとします。

## (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

## (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

## &lt; 電話転送先 &gt;

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

## (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応します。
- 火災発生やクマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して放送する場合があります。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防犯情報（不審者情報・事件情報）</li><li>② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）</li><li>③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問</li><li>④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）</li><li>⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）</li></ul> |
|--|

#### (5) 時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

#### (参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和元年 11～12月 補正予算の市議会への提案・審議

令和2年 1～2月 機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付に関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

※ 1月以降は、予算の補正が行われた場合のものです。

(案)

令和元年 12 月 日

〇〇町内会  
会長 〇〇 〇〇 様

清里区地域協議会 会長 笹川 幹男  
清里区総合事務所長 上田 勇栄

町内の空き家対策に関するアンケート調査の実施について

清里区地域協議会では、令和元年度の自主的審議として「空き家対策」をテーマに審議を進めています。

この度、清里区の各町内会で、空き家対策についてどのように取り組まれているかを参考にお聞きしたいと思い、アンケート調査を行うこととしました。

つきましては、大変お手数ですが、差支えない範囲で次のアンケート調査にご回答いただき、期限までにご提出くださるようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和元年 12 月 13 日 (金)
- 2 提出先 清里区総合事務所 総務・地域振興グループ 地域振興班
- 3 提出方法 添付のアンケート用紙を持参いただくか、FAX により提出ください。  
FAX 番号 025-528-3114

■問合せ

清里区地域協議会事務局

清里区総合事務所 総務・地域振興グループ

長澤・北村 電話：025-528-3111

FAX：025-528-3114

## 町内の空き家に関するアンケート調査

町内会名： \_\_\_\_\_ 町内会

Q 1. 貴町内会に空き家がありますか。該当する番号に○をつけてください。  
また、ある場合は空き家の件数を記入してください。なお、空き家は住宅以外の付  
属家等を含めて1件と数えてください。

- ① ある (      件)                      ② ない                      ③ わからない

Q 2. Q 1で「① ある」と回答された町内会にお聞きします。所有者等と連絡が取れない、  
又は現在の所有者が誰かわからない空き家の件数について記入してください。  
\_\_\_\_\_ 件

Q 3. Q 1で「① ある」と回答された町内会にお聞きします。以下の空き家の件数につい  
て、わかる範囲で記入してください。

① 所有者等が適切に管理している空き家の件数  
\_\_\_\_\_ 件

② 所有者等により適切に管理されておらず、町内会や周辺住民に迷惑がかかっている  
空き家の件数  
\_\_\_\_\_ 件

Q 4. Q 3の②の空き家のうち、具体的にどのように迷惑がかかっているのか、当てはまる  
もの全てに「○」をつけてください。

	項目	○をつけて ください
1	空き家の基礎や屋根、外壁等に損傷があるなど、老朽化の進行により、屋根、壁、付設の看板等の部材が飛散する、倒壊する等の保安上危険となるおそれがある。	
2	空き家の敷地内等にごみ等が放置されたり、臭気が発生したりするほか、不法投棄などにより、衛生上有害なおそれがある。	
3	空き家の窓ガラスが割れている、落書き等で汚れたまま放置されている、立木等が全面を覆うなど、周囲の景観を損なっている。	
4	空き家の敷地内の立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者や車両の通行を妨げている、又は有害動物等が住み着く等、近隣住民の生活環境に悪影響を与えている。	
5	上記以外の事由によるもの	

2枚目に続きます

Q 5. Q 4. の項目以外で町内の空き家に関して困っていることがあれば記載してください。

例) 現在、具体的な被害等はないものの、将来的に危険となった際に、だれが責任を取り、対応するのかわからないことが不安である。

Q 6. 貴町内会で空き家の管理に関する取決めや慣例はありますか。

下記の例を参考に下の枠の中に記入してください。また、空き家の管理料として町内会費（字費）等で徴収している場合は、差支えない範囲で金額を記入ください。

	項目
例 1	町内会を出るときは家を壊してから出る。
例 2	住宅等の建物を残して町内会を出るときは、所有者や管理者の連絡先や管理方法を町内会長に伝えてから出る。
例 3	住宅等の建物を残して町内会を出るときは、空き家の管理料として町内会費（字費）や消防費等を町内会に納める。

町内会費（字費）等	円
-----------	---

Q 7. 移住者や外部人材の受入れに活用できそうな空き家（所有者の承諾があるもの）はありますか。該当する番号に○をつけてください。また、ある場合は空き家の件数を記入してください。

① ある（ 件）      ② ない      ③ わからない

Q 8. 町内会として、空き家を活用した移住者や外部人材の受入れを積極的に行いたいですか。該当する番号に○をつけてください。

① 受入れたい      ② 受入れたくない      ③ わからない

Q 9. その他、空き家に関する意見、考えなどがあれば記載してください。

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。  
恐れ入りますが、12月13日までに提出ください。

# 地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による再度の見直し」検討項目

No	テーマ	課題意識の要旨	自治・地域振興課の例示、見解	清里区地域協議会・事務局としての検証・検討	具体的な理由・背景等
1	「事務局の役割」(1-(1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色々な団体が気軽に応募できるよう、事務局による提案書等の作成指導の強化が必要。</li> <li>・事務局の受付時における提案団体への指導権限の強化・明確化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行通り</li> <li>○ 提案団体の分かりやすさ、所要事務の簡素化の観点から、募集要項やQ&amp;Aの記載事項及び提案書の様式の見直しについて、適宜実施(市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・提案事業の内容、提案書の作成等について、提案者の相談に応じた助言を行っており、特に問題はない。</li> <li>・提案書の様式の簡素化が必要である。(任意検証項目で提案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域協議会】</li> <li>・提案書の内容に同じような項目が見受けられることから、事業の目的、事業内容、予算程度でよいのではないかと。</li> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・事前相談開催についての広報を2月から行っており、3月1日から31日までの間を事前相談に充てていることから、初めての提案団体においても問題はない。</li> </ul>
2	「市類似補助事業との関係」(1-(3))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の類似事業に該当する提案の採択の可否が各区によって異なることに不公平感がある。類似事業に該当する提案は対象外にするよう全市的に統一した方がよい。</li> <li>・既存の補助制度を活用してもらうのが本来の形である。本事業の活用を優先することで、既存の市類似事業の活用が進まなくなる懸念もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市の補助制度を優先】</li> <li>○ 各区で取扱いを検討するが、市では地域協議会等に市類似補助事業に係る資料を提供</li> <li>【市が行う事業の認識】</li> <li>○ 「市が行う事業」の取扱いの共通化</li> <li>・学校関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>授業で主に使用する⇒対象外(市事業)</li> <li>部活動としてしようする⇒地域協議会で検討・決定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>①市の類似補助事業であっても、所管課の所見を得たうえで受け付けており、採択の判断は各地域協議会に委ねていることから、問題はない。</li> <li>②基本的には、市の補助対象事業となる事業については、地域活動支援事業の対象外とする。但し、市の当該補助対象事業において、補助対象外となる「上乘せ」「横出し」となる経費については対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>①について</li> <li>・防犯灯のLED化について、清里区においては平成23年度から採択している。(補助対象額:1基当たり3,000円の工事費は、町内会が負担する。)</li> <li>・町内会では自己負担額を少なくするため、地域活動支援事業で整備しており、採択を始めた平成23年度においては、類似補助事業が無かった。</li> <li>②について</li> <li>・採択方針は各区で定めるものであっても、一定の基準が必要であり、不公平感を解消することが必要である。</li> </ul>
3	「採択方針の精査」(2-(1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採択方針の項目はおよそ全ての内容を網羅しており、地域課題に焦点を合わせていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項(共通採択事項)を分かりやすく表現(追加)</li> <li>・「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合って解決する事業</li> <li>・事業の性質等に応じて異なる補助率を設定</li> <li>○ 補助金の効果を広く地域に波及するため、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として補助対象外に整理</li> <li>○ 補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・地域活動支援事業の目的として「地域の課題解決や活力向上に向け、自発的・主体的な活動の推進」があり、課題解決だけにこだわらず幅広い活動が採択できる採択方針となっているので、問題ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・地域協議会が掲げる地域課題の解決に特化した採択方針とした場合は、提案事業における課題解決への効果についての審査(評価)が必要となり、委員にとって審査がより難しくなる。</li> </ul>
4	「ハード整備事業関係」(3-(1)-②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト事業を取って付けたようなハード整備事業が見受けられる。</li> <li>・LEDや防災機器導入などのハード整備、ユニフォーム、楽器などの備品購入について補助対象としている区としていない区があるのは問題ではないか。</li> <li>・人件費や食費だけでなく、ハード整備に係る最低限の制限を全市的に設定すべきである。</li> <li>・防犯灯のLED化は本来市で対応すべき。防犯灯のLED化に係る本事業の方針を示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定科目に係る事業費上限割合制を導入</li> <li>・特定科目(修繕費、工事請負費及び備品購入費)の計が、補助対象経費の1/2以内とするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・本事業は、提案団体の活動を支援するものであり、活動を行う上で必要となるハード事業も対象としている現在の取扱いに問題はない。</li> <li>・本来市で行うべき事業と見込まれる提案事業等については、所管課の所見を求めた上で受け付けており問題はないが、各区において各案件「(防犯灯LED化、ユニホーム等)ごとに採択条件が違うことは、市民に不平等感を生じさせてしまうことから、対象事業の具体的基準を設定すべきである。</li> </ul>	<p>—</p>
5	「人件費・経常的経費の取扱い」(3-(2)-①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを使いこなせる一部の住民に事務的負担が偏るため、少額の人件費を補助対象経費としてはどうか。</li> <li>・印刷機の購入における保守費用を補助対象外経費としているが、団体の理解を得ることに苦慮している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行通り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・事業実施に伴う実施団体の人件費、経常経費については、そもそも実施団体において負担すべき経費と思われることから、現状のままでよい。</li> </ul>	<p>—</p>
6	「備品購入の取扱い」(3-(2)-②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品(ユニフォーム、はっぴ等)の取扱いに各区で差異が大きく、「できるだけリースでの対応」程度の共通基準であるため、一步踏み込んだ基準を策定した方がよいのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定科目に係る事業費上限割合制を導入</li> <li>・特定科目(修繕費、工事請負費及び備品購入費)の計が、補助対象経費の1/2以内とするもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・備品等については、本来レンタルを優先するものではあるが、事業内容によってはレンタル等で費用を削減できない場合がある。その場合は、理由や後年度の利活用、管理方法を明記した任意の書類を申請時に添付することとしており、それについても地域協議会で審査しているので、問題はない。</li> </ul>	<p>—</p>
7	「募集等に係る共通設定」(4-(1)-②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集開始日・期限日が各区で異なることから、提案団体からは他区と比較した改善要求があるため、募集期間の最低日数などの決まりごとがあればよいと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行通り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・地域の状況(農繁期等)を考慮して、各地域協議会で決定することに問題はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・相応の相談、周知期間を設けているとともに、本事業については、市民に浸透しているため。</li> </ul>
8	「(周知・募集の方法)」(4-(2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援事業でどのようなことが実施できるか等、まだ理解されていない。</li> <li>・地域協議会委員と町内会長くらいにしか浸透していない。住民の理解度を高めることが課題。</li> <li>・新規団体・事業の提案を促すため、事例集などを広く公表してPRすべき。</li> <li>・本事業を活用した人材育成(ソフト事業)の提案が行われていないため、市から過去の提案事例や具体的な活用案を示してほしい。</li> <li>・提案書等の書類作成に難色を示し、提案自体を行ってもらえない。</li> <li>・既存事業の継続でさえ難しいことから、新規団体や事業の提案がなかなか出せない状況にある。</li> <li>・制度趣旨に沿って厳密に受付時の審査を行った場合、地域住民には提案書の作成が負担となり、結果として提案が出てなくなってしまう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行通り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・現在の周知、募集方法について、問題はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・相応の相談、周知期間を設けているとともに、本事業について市民に浸透している。</li> <li>・提案事業の減少傾向については、市民の地域に対する思い入れが希薄となってきているとともに、リーダー的人材が不足してきているため。</li> </ul>
9	「追加募集」(4-(3))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数回にわたる追加募集は地域協議会の負担が大きく、提案団体側も事業実施期間が短くなってしまうことが懸念される。事業周知の徹底を前提に、追加募集を全区統一して1回に限定すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 追加募集を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局】</li> <li>・本事業は、平成22年から継続されてきており、周知・相談期間も設けていることから、既に住民に認知されており、区への配分額が満たない場合でも、追加募集は行わないこととする。</li> <li>【地域協議会】</li> <li>・追加募集は必要である。</li> <li>【事務局・地域協議会】</li> <li>・追加募集は1回とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務局】</li> <li>・区に定額配分される補助金であることから、地域協議会、主管課としても使い切ることを前提に追加募集を実施しているとの感覚が否めない。</li> <li>・追加募集を実施しないことにより、積極的な応募が期待できるとともに、審査等に係る事務負担の軽減が図られる。</li> <li>【地域協議会】</li> <li>・追加募集を行わず区への配分額を残す場合は、もったいない。</li> <li>・平成29年度には3次募集まで行い、区への配分額を使い切ったが、審査が曖昧になった感否めない。</li> </ul>

# 地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による再度の見直し」検討項目

No	テーマ	課題意識の要旨	自治・地域振興課の例示、見解	清里区地域協議会・事務局としての検証・検討	具体的な理由・背景等
10	「審査態勢の共通化」(5-(1)-①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査方法について、提案団体には他区との取扱いの違いに対する不公平感があるため、標準的な考え方は統一すべき。</li> <li>基本審査、採択方針審査は、審査基準が具体的にないため委員の判断にばらつきがあり、マニュアルでは「区の状況に応じ、実施しなくても可」となっているが、基本審査を明確に表現するべきである。</li> </ul>	○ 現行通り	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統一した審査態勢とする場合、補助金額の地域協議会では、各区の採択方針に基づく提案事業の推薦までの審査とし、採択については、市全体での第3者機関による審査会を設置する。</li> </ul> <p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査を地域協議会で行うことにより、委員及び各地域協議会毎で差異が生じることは致し方ない。</li> </ul>	—
11	「地域協議会内での認識共有」(5-(1)-②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>採点項目に対する判断基準等について各委員に浸透していない。</li> <li>Q&amp;Aを各委員に配付しているが、事務局では詳細に一つ一つ説明することまではしていないこともあり、委員によっては採点基準が曖昧になり、個人的な見解が強く反映されるように感じる。</li> </ul>	○ 現行通り	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査を地域協議会で行うことにより、委員の判断で差異が生じることは致し方ない。</li> </ul>	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準、採点方法については事務局で説明しており、採点については委員の判断に依るところであり、個人的な見解が反映されるのは致し方ない。</li> </ul>
12	「提案団体・地域と委員の関係性」(5-(1)-③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の中に提案団体の関係者がいる場合、審査は公正な立場で協議する必要があるため、発言や協議への参加に対して客観的なルールがあるべき。</li> <li>委員の関心が配分額を使いきることにあり、補助希望額が配分額に達していない場合は事務局から協議が必要な点等を伝えても、どうしても審査が甘くなってしまう。</li> <li>地域協議会委員も住民であるため、特に出身地域の提案に対して厳しく審査に臨むことができないように見受けられる。</li> </ul>	○ 各区で検討するが、提案団体と案件を審査する委員の関係性を整理	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案団体の会長、副会長及び、提案事業に直接的に関わると判断する委員の自主申告により、地域協議会の了解を得て審査に加わらないこととしており、問題はない。</li> </ul>	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会委員は、町内会をはじめとして各種団体、組織の委員を兼ねており、関係者とする判断を一律的に行うことは、人口が少ない区にとっては不可能である。</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人まちづくり振興会については、全委員が会員となっているため、全員が関係者である。</li> </ul>
13	「提案団体の自立化に向けた取組」(5-(2)-①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一団体の同一事業に係る提案・採択が毎行われているため、自主財源の確保や補助率の階段的見直し、終期の設定などにより、団体の自立を促すような全市一律の取組が必要。</li> <li>毎年の補助により、自分たちだけで事業を行う体力・技術を失っていることや、本来的な活動(地道な活動)からイベント中心への事業展開の背伸び、過大な支出となっていることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案団体の自立や提案団体による事業量の自律的な適正化に向けて、事業費に対する補助率を見直し</li> <li>提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率の見直し</li> </ul>	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一団体による同一事業が継続されているが、地域協議会が地域にとって必要と判断することにより、問題はない。</li> </ul>	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一団体が複数年に渡り継続する事業についても、区において必要と判断提案事業の継続に条件(継続期間、補助率の減等)を加える場合は、地域協議会が提案された事業を同一の事業と見なす判断をしなければならないことから、事業内容の一部変更等による提案等の取扱いについて懸念される。</li> </ul> <p>【参考】清里区で継続して事業を実施する団体(見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>天文指導協力員会(清里スターフェスティバル・H22～H30)</li> <li>きよさと観光交流協会(坊ヶ池観光施設の利用促進ほか・H23～H30)</li> <li>荒牧狼煙を上げる会(白看板城址整備・H23～H29)</li> <li>NPO法人清里まちづくり振興会(ニュースポーツの普及、高齢者の交流ほか・H25～H30)</li> <li>清里中学校後援会(楽器整備・H28～H29)</li> <li>清里小学校後援会(楽器整備・H29)</li> </ul>
14	「採択に係る考え方の共通化」(5-(2)-②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>採点結果の上位事業から採択を決定するよう共通審査基準を見直しする。</li> <li>補助金交付額の調整方法について、基礎的な考え方だけでも客観的な統一基準を設けるべきである。</li> </ul>	○ 現行通り	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採点票の採点結果に基づき、最初に採択すべき事業の可否を決定し、その後提案事業ごとに補助金額を決定していることから、問題はない。</li> </ul>	—
15	「複数区提案」(5-(3))	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数区(〇〇中学校区)に渡る事業提案があり、提案書には「希望額から補助額が減額となった場合でも事業実施を行う」という文言の記載があるが、どこかの区が減額もしくは不採択とした場合に、減額した区の子どもにも不利益を被ることがあるのではないかと懸念がある。</li> </ul>	○ 現行通り	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今まで複数区に渡る事業の提案がなく、提案された場合は事業内容により検討することとなるが、事業の目的における「身近な地域」の捉え方として、複数区に渡る事業については、認めるべきでない。</li> </ul>	—
16	「採択事業の内容変更」(5-(4))	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択の結果、希望額よりも少額の補助額決定となった場合、提案団体は提案を見直して補助の本申請をすることができるが、審査時と異なる内容で提案事業を実施することには違和感がある。また、このルールを悪用する懸念もあるため、提案内容を変更する場合は変更後の内容の妥当性を、地域協議会と市が確認することを統一のルールとして定める必要がある。</li> </ul>	○ 現行通り	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査において提案事業の不採択、補助金額の減額がある旨、事前に提案者に周知していることから、審査の結果、希望額よりも少額の補助額となった場合については、内容の変更を認めない。</li> </ul>	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業については、事業の目的を果たすための必要最小限の事業費での申請を前提としており、補助金ありきでの提案ではない。</li> <li>事業内容にもよるが、事業費(補助金希望額)を減額して実施することについては、当初の提案が過大と見なされるのではないかと懸念される。</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度において、補助金額の減額が1件あったが、提案団体は減額分を自己負担額として事業を実施することとした。</li> </ul>
17	「個別案件の事後評価」(6-(1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人評価による報告のみであるため、事後のプレゼンを義務化すること等により、他者(地域協議会委員)による達成度の評価(実績評価)が必要ではないか。</li> <li>施設整備を目的としたハード事業は、利用者数など整備後の活用状況等で定量的な事後評価を行うべき。</li> <li>事業実施から数年経過した案件を対象に、備品などの活用状況や不適切な事業があった場合の対処方法などを検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行通り</li> <li>【備品について】</li> <li>補助金充当備品の管理・活用状況の把握について検討(市)</li> </ul>	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度から実施団体による実績報告会を開催し、実施団体との意見交換及び事業効果の確認を行っており、次年度の採択方針、審査等の参考としていることから、実績評価は取り組まない。</li> </ul>	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的に評価するとすると、点数又はランク付け作業が必要となり、その結果に応じた対応など、地域協議会委員業務が過多となる。</li> <li>実績評価を行う場合は、評価方法、評価結果に基づく実施団体に対して具体的な対応について、一定の基準を設けるべきである。</li> </ul>
18	「本事業に係る環境整備」(7-(1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容等が固定化しており、市で新たな提案団体・提案事業の掘り起こしや、新たな団体結成の後押しを行うべき。</li> <li>提案団体や事業に偏りがあるため、もっと広く提案してもらえるような方が必要。福祉・教育・環境・地域おこし・観光等のまちづくり活動への勉強会を開催し、住民の意識の向上を図ったかどうか。</li> <li>市で提案書の作成を代行する団体(まちづくり振興会等)を育成したかどうか。</li> </ul>	○ 提案団体の分かりやすさ、所要事務の簡素化の観点から、募集要項やQ&Aの記載事項及び提案書の様式の見直しについて、適宜実施(市)	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あくまでも提案団体の自主性を尊重すべきであり、地域協議会委員、事務局、総合事務所職員が得た情報に基づき、それぞれが各団体へ提案の声かけを行うことで足りると考える。</li> </ul>	<p>【事務局・地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各団体への提案の声かけについては、既に地域協議会委員、事務局で相応の対応を行っているが、より一層積極的に取り組むことが必要である。</li> <li>提案書の作成については、既に事務局で相応の対応を行っている。</li> </ul>